

罹災した新入学生の減免条件

1. 対象者

新入学生の入学金及び授業料の減免は学資を主に負担する者（以下「学資負担者」という）が、災害に際して災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された地域に居住し、かつ経済状況が本学の定める家計基準以下であり、さらに次のいずれかに該当している者を対象とする。

- 1) 市区長村長又は消防署長により、学資負担者の居住する家屋等が全壊、半壊、一部損壊等であると証明された者
- 2) 学資負担者が災害に伴って失業するなどして著しい家計急変があり、学費納入が困難である者
- 3) 学資負担者が東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活を余儀なくされている者
- 4) 家計基準
 - ① 給与所得者 841 万円以下（直近の源泉徴収票の金額）
 - ② 給与所得者以外 355 万円以下（直近の確定申告書の金額）

2. 申請方法

減免申請を行うには下記の書類を原則、各入試の 30 日前までにご提出ください。

- 1) 入学金・授業料減免申請書 本学所定用紙（ダウンロードは[こちら](#)）
- 2) 罹災証明書
- 3) 住民票（学資負担者と入学予定者が記載）
- 4) 直近の源泉徴収票または確定申告書
- 5) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡した場合）
- 6) その他本学が必要と認める書類

3. 減免額

- 1) 入学金 … 320,000 円
- 2) 授業料（入学年度の授業料） … 624,000 円